

## オーストラリアの鉱物資源利用税 - 2012年7月より施行

オーストラリアの鉱物資源利用税 (MRRT) が 2012 年 7 月 1 日から施行されます。オーストラリア財務省では、MRRT からの税収として当初 3 年間に 106 億豪ドルを見込んでいます。

また、MRRT 法案により既存の石油資源利用税 (PRRT) の適用範囲も拡大し、2012 年 7 月 1 日から、PRRT はオーストラリアにおけるオンショア及びオフショアのすべての石油・ガス生産に対して適用されることとなります。

本ブリーフィングでは、MRRT 及び PRRT 改正の概要について説明します。

### MRRT の概要

2010 年 7 月 2 日、オーストラリア政府は、鉄鉱石及び石炭の採掘からの利益に課税する新しい鉱物資源利用税 (MRRT) について、BHP、リオティント及び Xstrata と合意に達したことを発表しました。

2011 年 11 月 2 日、MRRT 法案は下院での採決のためオーストラリア議会に提出されました。

2011 年 11 月 22 日、下院は MRRT 法案を可決しました。

同法案は 2012 年 3 月 19 日に上院も通過し、2012 年 3 月 29 日には総督の裁可も得て、2012 年 7 月 1 日より施行されます。

MRRT の主な特徴は次頁以降に記載のとおりです。

上院を通過した MRRT 法案は 11 の個別法案から構成されています。今回の最新情報は、その内容を必要に応じて要約してあるため、確定的なリーガルアドバイスとして受け取られるべきものではありません。

### PRRT 改正の概要

MRRT 法案の一環として、既存の PRRT が改正されています。現行の PRRT は、一部の例外を除き、オーストラリア連邦近海における石油の採掘と初期段階の加工から生じる利益に対し 40%の税率で課税されています。

MRRT 法案の一部を成す改正案では、PRRT は、以前は課税対象ではなかったノースウエストシェルフ水域に加え、オーストラリアのオンショアの石油・ガス生産すべてに対して 2012 年 7 月 1 日より適用されると定めています。

#### 主要トピック

- MRRT は 2012 年 7 月 1 日より適用
- MRRT は石炭、鉄鉱石及び一部のガスに適用
- PRRT は、石油・ガスすべての採掘に適用拡大

## MRRT の主な特徴

**MRRT とは：** MRRT は、鉄鉱石及び石炭の採掘と、石炭の採掘により結果的に採取される炭層ガス（「課税対象資源」といいます。）に対して課税されます。

**MRRT の課税対象者：** MRRT には少額利益に対する減免措置が含まれており、年間利益が 7,500 万豪ドル未満の鉱業事業者は MRRT を支払う必要はありません。かかる措置は、年間利益が 7,500 万豪ドルから 1 億 2,000 万豪ドルまでの鉱業事業者について段階的に廃止され、1 億 2,000 万豪ドルを超えた時点でその適用はなくなります。

**税率：** MRRT は、鉱業事業者の「採掘利益」に対し、30%から 25%の採掘控除を差引いた 22.5%の実効税率で課税されます。

**採掘利益とは：** プロジェクトの採掘利益は、プロジェクトの「採掘収益」から「採掘費用」と一部の「MRRT 控除」を差引いたものです。

**採掘収益とは：** 採掘収益とは、一般に、鉱業事業者が課税対象資源を販売して得た利益の一部であって、採掘直後の状態及び場所（「評価ポイント」）における資源に帰属する利益をいいます。

**採掘費用とは：** 採掘費用とは、鉱業事業者が課税対象資源を評価ポイントに運搬するために負担する費用をいいます。

**評価ポイントの重要性：** 評価ポイントは、課税対象資源が地中から採掘された後、何らかの重要な加工又は付加価値作業が行われる前の時点で発生します。課税対象資源が、粉碎、洗浄、選別、分離、精製等の選鉱プロセスにより改良が加えられた場合、その付加価値は鉱業事業者に帰属します。評価ポイントにおいて鉱業事業者に帰属する利益は「オーストラリア社会全体に対する資源の価値である」というのが政府の主張する根拠です。

**石炭及び鉄鉱石について：** 一般に、石炭及び鉄鉱石の評価ポイントは、採掘プロジェクトの権益所有者が粗鉱の状態で貯蔵している場所を離れる直前をいいます。

**MRRT 控除とは：** 一般に、以下の 2 つに分類されます。

- **ロイヤルティ控除：** 州及びテリトリーの採掘ロイヤルティに関する控除です。
- **採掘損失控除：** 前年度におけるプロジェクトの損失は、長期国債利回り（LTBR）+7%で増額調整されます。

**採掘前費用：** MRRT は、課税対象資源を探すための探鉱費用その他の採掘前費用は、採掘プロセスにとっての必要な一部であり、同プロセスの費用として認識されるべきであるとしています。

**所得税：** MRRT は、所得税算定上の控除の対象となります。

**新規プロジェクト：** 2012 年 7 月以降に開始する新規採掘プロジェクトの場合、初期投資は何年にもわたって減価償却を行う必要はなく、直ちに償却が可能です。すなわち、企業は初期投資（増加レートによって逡増されます。）をカバーするに十分な利益を上げるまで、MRRT を支払うことはありません。

**既存プロジェクト：** 既存プロジェクトについては、企業は「基準価値」を算定することができ、MRRT の課税利益の算出にあたっては基準価値にかかる減価償却費を控除できます。その際、企業は帳簿価格（増額調整の対象）又は市場価格（増額調整の対象外）のいずれかを選択することができます。

プロジェクト資産について、現在の評価減後の帳簿価格を使用したい企業は、資源価値を除き、5 年間での加速償却が認められます。また、企業は過去の投資を市場価値として貸方で認識することも可能で、その場合には最長 25 年にわたる減価償却の対象となります。

## 貴社の合弁事業にとって MRRT はどのような意味をもつのか

政府は、MRRT の仕組みと、ある特定の場合に MRRT がどのように適用されるかを説明するため、以下の事例（MRRT 説明資料より抜粋）を用意しています。

### 事例 1

探査会社は、石炭産出のため採掘会社（複数の合弁参加者）と合弁事業を締結する。各合弁参加者は平等な「採掘権」を有し、プロジェクト対象地域から採掘される資源に対して平等な権利持分を有している。

各合弁参加者は採掘プロジェクトに対する権益を有しており、MRRT の課税対象者である。

注記：「採掘権」とは、州又はテリトリー（又は、場合によっては私有地の所有者）によって付与されるオーストラリア法に基づく何らかの権限、ライセンス、許可又は権利をいい、これにより、事業体はオーストラリアの特定地域からの資源の採掘が可能となる。

### 事例 2

探査会社はプロジェクト対象地域における産出権を有しており、同対象地域において鉄鉱石の採掘を行う権利がある。

探査会社は鉄鉱石の採掘に必要な専門技術がないため、採掘会社との間で資源採掘のための合弁事業を締結する。採掘会社は、合弁事業に採掘技術を提供する見返りに、プロジェクト対象地域から採掘される資源の 50%を取得する。探査会社は産出権の見返りとして、残りの 50%の鉄鉱石を取得する。採掘会社及び探査会社ともに、採掘プロジェクトに対する権益を有している。

採掘会社及び探査会社は MRRT の課税対象者である。

### 事例 3

ライセンス所有会社は採掘会社に対し、石炭にアクセスして採掘を行う産出権から生じる独占的ライセンスを供与する。採掘会社は、独占的ライセンスの対価として、石炭の毎月の全販売量に対し 1 トン当たり 5 豪ドルの料金を、ライセンス所有会社に支払うことが求められる。

採掘会社は、石炭が採掘され、粗鉱貯蔵場所に積み込まれた後に、石炭に対する権原を取得する。ライセンス所有会社は鉱物ロイヤルティを州に支払わなければならないが、ライセンス契約に従い、採掘会社から当該ロイヤルティの弁済を受けることができる。

本事例において、ライセンス所有会社は産出権の法律上の所有者かつ受益権者であるが、採掘プロジェクトに対する権益を有しているのは採掘会社であり、ライセンス所有会社ではない。

## 詳細な情報

貴社の事業に及ぼす MRRT の影響についてさらに詳しい情報をお求めの場合には、本ブリーフィングに記載されているクリフォード チャンスの担当者までご連絡ください。

## お問い合わせ先

掲載記事に関する詳細またはその他の分野のお問い合わせは下記のものにご連絡ください。

### Andrew Whan

(アンドリュー・ワン)  
パートナー、東京事務所

T: +(81 3) 5561 6615  
E: andrew.whan  
@cliffordchance.com

### Mark Pistilli

(マーク・ピスティリ)  
パートナー、シドニー事務所

T: +612 8922 8001  
E: mark.pistilli  
@cliffordchance.com

### Jason Mendens

(ジェイソン・メンデンス)  
パートナー、シドニー事務所

T: +612 8922 8022  
E: jason.mendens  
@cliffordchance.com

### Richard Graham

(リチャード・グラハム)  
パートナー、シドニー事務所

T: +612 8922 8017  
E: richard.graham  
@cliffordchance.com

本稿はテーマとなる題材に関して一般的な解説を行うことを目的としており、全ての側面を網羅するものではありません。又、本稿は、法律その他のアドバイスをを行うものではありません。

クリフォードチャンス法律事務所  
外国法共同事業

〒107-0052 東京都港区赤坂2丁目17番7号赤坂溜池タワー7階

© Clifford Chance 2012  
Clifford Chance Law Office (Gaikokuho Kyodo Jigyō)

[www.cliffordchance.com](http://www.cliffordchance.com)

Abu Dhabi ■ Amsterdam ■ Bangkok ■ Barcelona ■ Beijing ■ Brussels ■ Bucharest ■ Casablanca ■ Doha ■ Dubai ■ Düsseldorf ■ Frankfurt ■ Hong Kong ■ Istanbul ■ Kyiv ■ London ■ Luxembourg ■ Madrid ■ Milan ■ Moscow ■ Munich ■ New York ■ Paris ■ Perth ■ Prague ■ Riyadh\* ■ Rome ■ São Paulo ■ Shanghai ■ Singapore ■ Sydney ■ Tokyo ■ Warsaw ■ Washington, D.C

\*Clifford Chance has a co-operation agreement with Al-Jadaan & Partners Law Firm in Riyadh.

TOKYO-1-260509